

## 令和5年度 第2回 伊勢原市まちづくり審議会 会議録

〔事務局〕 都市政策課

〔開催日時〕 令和5年12月21日(木) 午前10時から

〔開催場所〕 伊勢原市役所本庁舎3階 全員協議会室

〔出席者〕

(委員) 遠藤会長、永井副会長、岡崎委員、塩川委員、塩原委員  
(下嶋委員、原委員は欠席)

(事務局) 吉田都市部長、大園都市政策課長、熊倉都市政策係長  
脇坂都市計画係長 他1名

〔公開の可否〕 公開

### 《審議会の経過》

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 諮 問
- 4 議 題

[審議事項]

(1) 伊勢原市景観計画改定について

- 5 その他

(1) 伊勢原市内のまちづくりの動向について

(2) 大山景観絵図について

- 6 閉 会

《 議 事 》

- 開会
- 大島副市長挨拶
- 事務局職員紹介
- 大島副市長から遠藤会長へ諮問書を提出  
[公務の都合により大島副市長退席]
- 議題  
[会長が議事進行]

会 長 それでは、議案第1号「伊勢原市景観計画改定について」事務局から説明をお願いします。

事 務 局 【事務局から説明】

会 長 ありがとうございます。  
それでは、委員の皆様からご意見やご質問がありましたらお願いします。

委 員 景観ガイドラインにおける色彩誘導は、それぞれの地域ごとに誘導する色彩が示されているというものだと思いますが、やま・おか・まち・さとの実際の区分について、届出をする人が実際にどこの区域に含まれているのか判別できるような区域図は用意されているのでしょうか。

事 務 局 届出をされる方に対しては、景観ガイドラインの20ページの「周辺色彩との調和」のガイドラインの中に掲載している「地域らしさをつくる景観まちづくりの基本方針図」を用いて、届出行為の土地が含まれる区域をご案内し、地域ごとの色彩誘導を図っていきたいと考えています。

会 長 各地域の境界は、道路などを境として決めているのでしょうか。

事 務 局 使用できる色彩を定めている景観形成基準では、対象地域の境界を明確にしていくために、市街化区域と市街化調整区域の区分を参照しています。区域の境界については過去の審議会の中で、「やま・おか・まち・さと」の地域ごとの考え方を、事業者の方々にも理解してもらった方が良くはないかといったご意見をいただいておりますので、色彩の基準を定める地域区分としては、「やま」「おか」「さと」の地域と、「まち」の地域にそれぞれ括弧書きで「市街化調整区域」、「市街化区域」と記載しています。「やま・おか・まち・さと」の区域については、それぞれの環境の特

性や暮らしの特性を踏まえて示しているものであり、隣接する地域の境については、それぞれの地域の考え方を踏まえ、景観協議の中で柔軟に運用していきたいと考えています。

会 長 色彩については数値的に決められているため、「まち」の地域とそれ以外の地域では、市街化区域か市街化調整区域かという区分として厳密に運用した上で、「やま・おか・まち・さと」の地域の境界付近については隣接する地域の考え方にも配慮していただくといった運用をしていくイメージということによろしいでしょうか。

事 務 局 ご指摘のとおり、景観形成基準に位置づけられている基準については市街化区域と市街化調整区域の区分で明確に区域を定め、景観ガイドラインにおける「やま・おか・まち・さと」の地域ごとの色彩誘導の中では、区域の境界付近も含め景観協議の中で柔軟な誘導を図っていきたいと考えています。

委 員 前回の審議会における4点の意見への対応について、ご報告いただきありがとうございます。その中で、説明資料5ページの基本方針1の図について、「もてなしをテーマとした顔づくり」と「歴史・文化をテーマとした顔づくり」の凡例をオレンジと黄色で区別していますが、地図に落としてみると色彩感覚として少しわかりにくいため、もう少し明度などを変えて表記していただけると、わかりやすくなるのではないかと思います。

事 務 局 ご意見をいただきありがとうございます。ご指摘いただいた基本方針1の図について、凡例の色の使い分けをもう少しわかりやすく修正したいと思えます。

委 員 前回の審議会までに議論してきているため、景観計画の基準の内容についての意見は特にはないのですが、景観計画の計画期間について、今回は令和6年度から令和15年度までの10年間の計画期間なのではないでしょうか。今回の景観計画改定案の中では、令和5年度から令和14年度と記載されていますが、計画期間の考え方について教えてください。

事 務 局 景観計画の計画期間については、ご指摘いただいた通り令和6年度から令和15年度までの概ね10年間で正しいので、修正をさせていただきたいと思えます。

会 長 計画期間については、全体として矛盾がないように整理していただければ良いと思いますので、ご対応をよろしくお願いします。

委 員 「公共施設整備等の景観まちづくりについて」の部分に示されている伊勢原シティカラーは、どういった由来があるものなのでしょうか。

事 務 局 伊勢原シティカラーは、平成元年度にシンボルマークや行政ロゴ、また施設内のサイン等に使用する統一した色彩のイメージとして、伊勢原市が作成したものです。これまでは景観計画に記載がございませんでしたが、今回の改訂にあたり、公共施設の整備の中で、シンボルマークやサインなどのごく小さい部分について、伊勢原シティカラーを活用例を表示し、統一されたサインの見え方などに繋げていけたらと考えています。

委 員 伊勢原シティカラーの色は何か参照しているものがあるのでしょうか。

事 務 局 伊勢原には象徴的な景観資源として大山があり、これまでの総合計画の中でも「緑のなかにまちがある」といったことを掲げてきており、まちを考える上で緑を大切な色として認識しております。また、この緑と併せてグレーや白を組み合わせ使用し、伊勢原市のカラーにしていこうということで、平成元年に伊勢原市C Iシステムマニュアルを作成しています。伊勢原シティカラーは、公用車の車両マーキングなどに使われてきましたが、当時はなかなか庁内で運用が進まなかったという実態があり、景観計画の中で改めて示すことで、共通認識をつくっていきたいと考えています。

委 員 市民の意見聴取の部分で、意見書の提出や説明会への出席者がいなかったとのことでしたが、これは事前に住民との意見交換があったことなどによって、この段階では特に意見がなかったという理解でよろしいでしょうか。

事 務 局 現行計画は、ワークショップやまち歩きなどを実施しながら策定した経緯があります。一方で、まちなみ景観については、10年というスパンで大きく変わるものではなく、長い年月をかけて緩やかに誘導を図っていくものであるため、市民等と相互理解が図られてきた現行計画の目標や方針などを継続していくことを基本としています。そのため、今回の改定では、色彩基準等の事業者向けの実務的な改定内容がほとんどであったことか

ら、市民の皆様からの関心が少なく、意見がなかったものと推察されます。

会 長 ありがとうございます。今回景観計画を改定したことについては、ホームページで案内すること以外に、何かPRなどをする予定はあるのでしょうか。

事 務 局 ホームページでの案内に加え、窓口での資料配付の実施を考えております。また、市の広報での案内などについても今後検討したいと思っております。

会 長 改定の内容を特に共有したい建築関係者や事業者、改定の一つの発端となった大山地区における取組などもあると思っておりますので、そういった関係者に何らかの形で改定案をフィードバックする機会があると良いと思っております。

会 長 地域景観資源は、景観写真展やワークショップなどを実施しながら、地道に件数を積み上げてきたものであり、伊勢原市の景観の特徴であると思っております。景観計画やガイドラインの中で、具体的にどのような地域景観資源があるのか分かる形にしていっていただく方が良いのではないかと考えておりますが可能でしょうか。掲載方法としては、リストなどにして文字で記載する方法と、写真を掲載する方法があると思っておりますが、いずれの方法にしても、どういった景観資源が認定されているのかという情報があると、景観の啓発にもなると思っておりますのでいかがでしょうか。

事 務 局 ありがとうございます。地域景観資源などについては、現在ホームページのみの掲載となっておりますが、こちらをさらに充実させると共に、景観計画もしくはガイドラインの後方に参考として掲載するといったことを検討させていただきたいと思っております。

また、市ではホームページの全面リニューアルを進めており、その中で市外の方に向けて、移住定住のページを用意することを考えています。そこに、市内にある地域景観資源や景観写真展の素材を活用して、市内各地にある素晴らしい資源をPRするといったことを検討しています。

会 長 ありがとうございます。地域景観資源を観光面や移住定住の面で横に展開し活用していくことはとても有効だと思います。ホームページでの情報発信は、対象の情報が深い階層に表示されてしまうと、興味を持って探す人以外の目には触れないため、パラパラとページをめくりながら情報に触れることができる冊子などにまとめることは大事だと思います。そういった観点も踏まえ、地域景観資源をいかに市民に認知していただくかという

部分を考えていただけたらと思います。

会 長 細かい部分ですが、景観形成基準の色彩の欄に記載されている「原色」という文言について、一般的には赤や青、黄色などを想像すると思いますが、マンセル値での数値規制をしている中、「原色」もマンセル値で説明できるようなものなのではないでしょうか。「原色」と表現する意図は何となく理解できますが、色彩を厳密に規制しているマンセル値での表現とは合わない部分があるのではないのでしょうか。ガイドラインの中で例示するイメージとして「原色」を示すのは、一つ方法としてあると思いますが、景観形成基準の中に「原色」の文言が入っているので、気になっているのですがいかがでしょうか。

事 務 局 「原色」は彩度の高い色彩を示す意図で使用していますが、ご指摘のとおり、マンセル値を用いて規制している中、「原色」という表現は基準として分かりにくい部分があると思いますので、どのような表現とするか検討し、修正を図りたいと思います。

会 長 マンセル値の表現によって高彩度や突出色などを示した方が、理解しやすいと思います。

事 務 局 「原色」に関する記載は、現行計画における「原則として原色や突出色の使用をしないこと」という記載を継続しながら、本審議会からの意見を踏まえて、「細かい配色」についても使用を控える旨を追加しています。

色彩基準は、別表形式で示す数値的な基準とあわせて、ガイドライン26 ページで示す定性的な表現により色彩誘導を図っていくこととしています。ここでは、「原色」を「赤や青など」としか記載されておらず、分かりづらい部分があると思いますので、ガイドラインの中で表現に工夫を加えていければと考えています。

会 長 社会通念上、「原色」とはこの辺りの色を示すものという共通認識はあると思いますが、ガイドラインの中でそれが伝わるように表現できると良いと思います。また、基準の中に記載することで、何か矛盾などが発生しないかという部分が気になりましたので、検討をお願いします。

会 長 その他、ご意見等はございませんか。

委員の皆様から文言修正など細かい部分のご指摘などがありましたが、それらの修正を反映いただくことを踏まえ、今回の議案第1号についてお諮りしたいと思います。議案第1号「伊勢原市景観計画改定について」、ご

意見のあった文言等の修正をしてもらうことを踏まえ、原案に異存なしとして意見を取りまとめてよろしいでしょうか。

【異議なしの声】

会 長 ありがとうございます。議案第1号については、原案について異存なしとして意見を取りまとめることといたしました。

続いて、次第の5点目、その他の「伊勢原市内のまちづくりの動向について」及び「大山景観絵図について」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 【事務局から説明】

会 長 ありがとうございます。事務局からご説明いただいたその他の内容について、ご意見やご質問などございますでしょうか。

会 長 「大山景観絵図」はわかりやすく良いと思います。

事 務 局 資料に掲載しているスケッチについて補足させていただきます。かねてより大山周辺のまちづくりに貢献いただいていた元産業能率大学の斉藤進先生に、これまで多くのスケッチを残していただけてきました。大山観光振興会のメンバーも斉藤先生と様々な取組を実施していますので、今回は斉藤先生にご相談し、斉藤先生が描かれたスケッチを使用しております。大山はご存知の通り観光地でありますので、観光マップは既に多くの種類が作成されていますが、景観の視点で作成されたものはこれまでありませんでした。そこで今回、景観の視点から、景観条例で位置づけている重点地区をアピールして大山に来ていただき、滞在時間の増加に繋げるため、2年間かけて作成を進めてきたものがこちらの絵図です。地域景観資源は現在28件あり、比々多地域など地域ごとにまとまってきたので、地元の方々とアイデアを出し合い、景観の良さを発信していく取組を引き続き検討していきたいと思っております。

会 長 景観法はどちらかというと規制をする法律であるため、このように地域の魅力をうまく活用し発信していく取組はとても重要だと思いますので、ぜひ推進していただきたいと思っております。

その他ご意見やご質問がありましたらお願いします。

委 員 景観まちづくりの目標に「伊勢原らしさ」が触れられていますが、私も平成23年に景観まちづくりの市民ワークショップに斉藤先生とともに参

加し、伊勢原や大田など市内五地区をまわり、伊勢原の魅力を様々な視点で学びました。その中で、伊勢原には神社や仏閣が多いといった話をよく耳にしました。令和4年度の調査では、伊勢原市の社寺は114件、秦野市は97件、厚木市は126件となっており、土地の大きさや人口比を踏まえると、伊勢原市は社寺の数が多いということが理解できると思います。また、神社仏閣には社寺林というものがあり、歴史や伝統だけでなく生活とも密着しており、時代を超えて普遍的に期待される役割も有していると考えています。

現在でも社寺林は、持続可能な開発目標や生物多様性の実現、ヒートアイランド現象の緩和等にも役立つものであり、自然を維持してきた場所として、存在意義が見直されるべきであると日々感じています。

令和4年度第1回まちづくり審議会の際に、景観重要樹木等の緑地保全について、伊勢原の植物相を捉えてみてはどうかという話をさせていただきましたが、社寺林は保存指定も非常に多く、土地由来の原生植生を保つ郷土林でもあり、時代と共に樹種の変化も見られています。都市化した地域では、落ち葉や枝の処理など住民意識に十分に配慮が必要であり、樹種の変化、伐採と植栽の不均衡も今後進むと思われれます。時の変化とともに景観にも変化が伴うと思いますが、景観は見た目だけで推進するものではないと思いますので、今後は民間や大学、関係機関の協力を仰ぎ、緑地保全についても調査研究環境が整えられることを期待しています。

委員 一つ質問として、冒頭の副市長のお話の中で、小田急の総合車両場に関して、日産自動車の協力を仰いで研究会が立ち上がったと聞きましたが、この目的や期待すること、計画などがあれば教えてください。

事務局 現在、市役所と民間企業とともに、総合車両場ができる土地の周辺でのまちづくりの検討を始めたところです。駅については、必要性も含めて検討を始めたところです。

新しいまちづくりの検討にあたっては、近未来のモビリティなどを導入できないかというのが一つのテーマとしてあります。現在は、自動運転や接続など、様々な技術の進化があり、そういった技術を保有・研究されている方を仲間に引き込み、この地域での試行を検討しています。

また、これから高齢化が一層深刻化していく中、高齢者の移動支援を踏まえ、新しいモビリティの考え方を検討しているところです。まちづくりの構想を描く前談として、新しい交通のあり方やそれらがまちづくりにどう関わっていくのかといったことを研究したいと考えています。そういった面で、全国の研究開発拠点を集約している日産テクニカルセンターや、自動運転の実装実験をされている神奈川中央交通などとともに検討をし



ているところです。

会 長 ありがとうございます。トヨタが進めている富士の「ウーブン・シティ」の取組や、レベル4の自動運転が実現しているサンフランシスコの都心部の例がありますが、日本独自の技術と合わせて海外の技術をしっかりと導入していくことも大事だと思います。ぜひ頑張ってくださいと思います。

委 員 現在は、異常気象の増加などに伴い、昔よりも土砂災害が多くなってきており、そういった場所は土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンに指定されています。大山景観絵図を見ると、参道や宿坊の玉垣などが地域景観資源として登録されていますが、一方でレッドゾーンは増改築を自由に実施することも難しいといった厳しい制限があり、今後そういった部分に対して、安心を感じられるようなフォローが必要になってくると思います。

事 務 局 ご指摘の通り、山の中で街道沿いに宿坊などが立ち並ぶ地域で、土砂災害防止法に基づくレッドゾーンの制限とともに、一部国立公園に含まれていることによる制限がかけられています。安全・安心の面では、避難体制づくりを進めています。まちづくりとしてどう考えるか、検討していきたいと思います。

会 長 10年程前に広島で土石流の災害があり、当該地では高密度に開発していたことから、大きな被害があったと思います。土砂災害については、土地利用の規制と連動させることが大事で、一般的には立地適正化計画の中でレッドゾーンを外していくことなどが考えられますが、伊勢原市ではどのようにされていたでしょうか。

事 務 局 伊勢原市では、立地適正化計画において、居住誘導区域からレッドゾーンの範囲を外しています。

会 長 ありがとうございます。その他、まちづくりの中で例えば逃げ地図をつくるといったソフトな取組などを実施できると良いと思います。

それでは、議題の6点目のその他について、委員の皆様から何かありますでしょうか。

特にないようですので、進行を事務局へお返しします。

事務局 会長、ありがとうございました。

○閉会